

科学技術省知的財産部 (ラオス人民民主共和国) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続 情報は現在準備中

附 属 書

手 数 料 附属書 LA. I

略語のリスト

国内官庁： 科学技術省知的財産部（ラオス人民民主共和国）

指定（又は選択）官庁 L A	科学技術省知的財産部 (ラオス人民民主共和国) 国内段階に入るための要件の概要	概要 L A
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ラオス語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	出願人は様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しを送付すべきである。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示的に請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ²	通貨：ラオス・キープ（KIP） 出願手数料：…………… KIP 200,000 方式審査手数料：…………… KIP 100,000 問合せ手数料：…………… KIP 100,000 公開手数料：…………… KIP 400,000 業務手数料：…………… KIP 300,000	
国内手数料の免除、減額又は払い戻し	なし	

[次頁に続く]

1 国内段階移行後90日以内に提出しなければならない。

2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

L A	科学技術省知的財産部 (ラオス人民民主共和国) (続き)	L A
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>出願人がラオス人民民主共和国に居住していない場合には、代理人の選任</p> <p>発明者の氏名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名^{3,4}</p> <p>出願する資格の証拠^{3,4}</p> <p>優先権を主張する資格の証拠^{3,4}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁴</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表</p>	
誰が代理人として行為できるか?	ラオス人民民主共和国で登録されている代理人又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準・支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から3か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。